

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの  
検討の充実に向けた事務局ヒアリング  
議事概要

1 日 時：令和6年12月2日（月）11:00～

2 場 所：個人情報保護委員会

3 出席者：

（1）ヒアリング対象者：

一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）

一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）

一般社団法人日本DPO協会

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）

（2）個人情報保護委員会事務局：

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、吉屋参事官、香月参事官

4 議事の概要

（1）ヒアリング対象者からの説明

- ①データ社会推進協議会から、資料1に基づき主に以下の点について説明があった。
- ・社会課題の解決に関して、幅広いステークホルダーの間でパーソナルデータを含むデータ共有、連携、AIやビッグデータ分析による高度な知見の獲得といった部分が様々な国の戦略でも語られており、個人情報で言えば、第三者提供は避けて通れない課題。
  - ・（参考1<sup>1</sup>）「個人に関する情報について個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっていること、データがもたらす価値を最大限引き出すためには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により、信頼を維持・構築し、適正なデータの取扱いを促進することが求められていることも考慮する必要がある」の部分に賛同。
  - ・（参考4）1 技術の進化、データ処理やサービスの複雑化、もしくはデータ主体の価値観の多様化などに照らし、事業者側の通知・公表の限界、権利主体としての個人の関与限界がある。同時にプライバシーガバナンスなど事業者側の主体的な取組の重要性が高まり、データ取引市場、もし

---

<sup>1</sup> （参考1～4）について、第310回個人情報保護委員会 資料1—1「『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点』に関するヒアリングの概要について」別添1の参考1～4を参照。

くはデータ流通基盤の機能がそういった部分を補うことも考えられる。

- ・(参考4) 1⑧ データ流通の促進のためデータポータビリティは当然望ましいが、プライバシー権等の見地によらず、分野別の施策もしくはデジタル行財政改革会議等で触れられたデータ利活用制度の基本方針に基づく丁寧な議論が必要。
- ・(参考4) 2・3 個人の権利利益への影響が伴わない個人データの利用・流通に関して、本人の関与によらない規律の在り方の検討を期待。もともと中間整理の論点に生成AIのモデル開発に関する考え方があったが、ウェブ情報のクローリングだけでなく、例えば物体認識を伴うAIモデルの開発や、分散映像データの集約、組織間での統計的分析のためのデータ突合のようなケースに関しても同じ考え方で整理ができないか。
- ・(参考4) 2・3 途中処理では収集データが大量になる、もしくは突合して統計を得るなどの観点から、利用目的の適正性の担保、安全管理、データ主体の不安に対応する対策が必要。個人情報保護法(以下「個情法」という。)が求める安全管理措置に加え、より透明性高いプライバシーガバナンスが求められる社会になる。
- ・(参考4) 2・3 技術的な措置の基準や例をガイドライン等で示し、それぞれに沿った有識者によって連携して都度検討すべき。秘密計算などのプライバシー強化技術(以下「PETs」という。)は、データを秘匿しながら突合分析ができるより安全な技術であり、追加的な安全管理措置につき、プライバシー保護技術を使うことが有効ではないか。
- ・(参考4) 2・3 複数の企業・組織が保有する個人データを突合することで、統計的利用の付加価値が向上。このような分析は、突合があっても、統計量を得るためにもので、「個人データを個人データとして取り扱わない」という概念に一致し、個人の権利利益の侵害リスクは少ない。第三者提供を禁止する必要のない類型と考え得る。他方、処理途中の不正リスクやデータ結合に対するデータ主体の不安解消が課題。そこで、複数の個人データを突合分析するデータ活用施策について、仮に第三者提供を禁止する必要のない類型と整理する場合であっても、その規模、機微性、社会的インパクトなどに応じ、PETsの適用を前提条件としてはどうか。
- ・(参考4) 6① 中間整理に示された生体データに係るリスクは生体データに特化したものではないのではないか。「容易に取得」、「長期にわたり本人の手がかりとなる」特徴は、特定のデータに限定されたものか疑問。
- ・(参考4) 6① 長期にわたり特定の個人を追跡できるものは必ずしも生体データに限らないし、生体データの中でも例えば指紋や手のひらの静脈などは自らの意思でかざさなければ取得できないので、恐らくIoT力

メラ等で取得する生体データとの違いはある。例えば一生変えられないデータは通常の個人情報と比較して個人の権利利益への影響が大きいという部分は、生体情報そのものの特性として違う対策が必要。リスク内容を客観的に分析し、個人の権利利益を侵害する新たな規制が必要なものよく考えていく必要がある。

②電子情報技術産業協会から、資料2に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・(参考4) 1①・② 個人と事業者間での自律的なガバナンスを重視する考え方をおおむね妥当。プライバシー・バイ・デザイン、バイ・デフォルトの考え方で、事業者によるガバナンスに対する利用者の信頼感、トラストの醸成が重要。
- ・(参考4) 1① 「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリング」としては、有志による自警団的な活動は現実に機能している。本人に権利行使の機会を与えることは引き続き重要。
- ・(参考4) 1③ 子供を保護する仕組みは必要。親権者や法定代理人の同意の取り方など、事業者に丸投げせず、取得方法を規定する等、事業者側に過度な負担を強いないやり方を規定いただきたい。また、子供の権利自体を侵害することがないよう、親権者等の同意が必要のない場合の例示等が必要。子供の年齢につき、ガイドライン QA で 12 歳から 15 歳という幅を持った書き方になっているが、子供の年齢を明確に決めるか、個別具体的に判断する例を示していただきたい。
- ・(参考4) 1④ 合理的に認められた範囲の射程について現行ガイドラインや Q&A で具体的な例示がない。許容範囲内の個人データ利用を差し控え、誤解・誤認等により許容範囲を超えた目的外利用を誘発するおそれがあるので、具体例をガイドラインや Q&A で充実いただきたい。
- ・(参考4) 1⑤ 運用が定着している利用目的を通知・公表させる現行法に比べると、大きな変更になるので、現行法を根底から覆すような変更に対しては慎重な検討が必要。
- ・(参考4) 1⑥ プロファイリングを通じた個人情報や要配慮個人情報等の「推測」が、個人情報の「取得」に当たることを明確化し、これらの推測行為が規制対象となることを明確化すべき。一足飛びに「類型的な利用目的規制や本人関与の強化」を行うことは時期尚早。
- ・(参考4) 1⑦ 課徴金制度の範囲は勧告・命令レベルの違反が対象であって、「悪質」な事業者の範囲が十分に明確で、意図的に違法行為を繰り返す事業者の不適正な取扱いのみが対象となることが明確化されるので

あれば、特に反対するものではない。

- ・(参考4) 1⑧ 「プライバシー」の定義が定まっていないわが国の社会の現状を踏まえると、自己情報コントロール権の考え方を全面的に導入することは、我が国においては時期尚早。
- ・(参考4) 2 考え方に賛同。災害対策目的の利用、顔識別技術を適用した流動調査など、分析結果の獲得と利用のみを目的とし、本人への影響が見込まれない場合は、本人関与を通じた適正な利用を確保する仕組みは不要。
- ・(参考4) 3 個人データの第三者提供については、オプトアウトによって第三者提供を繰り返している名簿事業者等が消費者保護の観点から問題。他方で、一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人同意が不要な場合はあるのではないか。例えば経時的な医療データのAI分析や、流動調査、匿名加工目的、本人の第三者提供が当然と思われる事業形態、利用目的の承継により提供前と同等の保護が保障される場合に係る第三者提供が考えられる。
- ・(参考4) 4 おおむね妥当。外国企業を含む委託先の義務を明確化すべき。明確化の手段としては、EU の一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）等外国の法規制で採用されている内容修正不可な標準契約が有効に機能するのではないか。
- ・(参考4) 5 法律で守るべき権利利益やリスクを基本方針等において明確にし、個別のデータ処理において利用目的をリスクベースで検討することが妥当。
- ・(参考4) 6① 要配慮個人情報として保護を強めていくことはおおむね妥当。差別的評価が助長されるリスクを低減し、データ利活用の促進につながる。病気に対して新たな知見を得るための医療情報の活用など、利用目的の中心に本人評価、差別的評価を一切含まない取得・利用の場合は、要配慮個人情報の規律対象外にすることの検討も必要。
- ・(参考4) 6② 生体データのうち、顔特徴データは、既に「カメラ画像利活用ガイドブック ver3」や「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書」があり、個人情報のガイドラインQ&Aにより特別な配慮が求められている。これらの規律を明確化することには異存ない。ただ、顔認証サービスのように、本人同意がありリスクが少ない、むしろ本人が利便性を感じるサービスもある。一律に特別な規律を課さず、データの利用目的に焦点を当てた規律の検討が必要。また、今回の見直しにより、生体データを利用するサービス全般に対して危険なイメージをもたれないよう広報が必要。

- ・(参考資料2) 個人情報を収集し、社会や個人に便益を還元したい企業にとって、何が「不安感」となっているのか、消費者等に対するヒアリング等を実施して整理いただくとありがたい。
- ・EU からの十分性認定の取得・維持が必要。今後も、国際的なデータ保護制度の整合性と円滑な越境データ移転の枠組みを損ねないことが必要。

③日本DPO協会から、資料3に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個情法であってほしい。
- ・我が国の個情法は、例えばGDPRと比較すると個人情報の取扱いをより広く認め、データの利活用に配慮したものと言える。特段の必要性がない場合には、外国の法制と整合させるためだけに規制を強化する必要はない。
- ・他方、デジタル化やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、個人情報の保護とデータ利活用のバランスを取りながら、ガイドラインやQ&Aによって現行の規制内容の明確化、個人情報の保護が担保される限度での現行規制の緩和は検討が必要。
- ・(参考4) 1① 自律的なガバナンスを重視する考え方は引き続き妥当。事業者はこの現行制度をベースとしてこれまで対応。事業者の負担を過度に増加させないため、考え方を全般的に見直さず、規律の改善策を個別検討することが望ましい。「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されること」具体的な内容が明らかにされた上で初めて検討が可能。
- ・(参考4) 1② 本人が十分に理解できる利用目的の特定やデータ処理に関する説明が必要。具体的な方法としては、個別的に現行制度の強化規定や例外規定を設けるべきものを検討する必要がある。
- ・(参考4) 1③ 子供の個人情報は各国の法制においてより慎重に扱う方向でハーモナイズが進んでいる。我が国でも人格形成期にある子供について、子供に生じると考えられるリスクを整理し、規律の足らざる部分を補完する仕組みの導入は是非とも必要。
- ・(参考4) 1④ 許容される範囲の明確化は必要。利用目的の特定後、急速に進展する技術を新たに利用した際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」として許容される範囲を精査し、その精査結果に基づき規律の明確化を行うことが望ましい。
- ・(参考4) 1⑤ 例えばGDPRは、個人データの処理の法的根拠として正当な利益がある場合を認めるが、これは個人データの処理が原則違法であることを前提としたもの。個人情報の取扱いに原則として法的根拠を要

求しない我が国の個情法と比較して事業者にとって厳しい。正当な利益という基準があることは GDPR が我が国の個情法より緩いことを意味せず、正当な利益がなくとも個人情報の取扱いを原則禁止していないという点で、我が国の個情法のほうがデータ利活用に配慮した内容になっている。データ利活用への配慮の必要性に鑑みるに、このアプローチを個人情報の取扱い全体との関係で導入することは妥当でない。

- ・(参考4) 1⑥ 本人の権利利益保護の実効性を高めることが必要。プロファイリングなどデータ処理結果を使用し本人に働きかける事業活動であって、権利利益に相当な影響を与えるものは、開示制度強化や、用いるべきでない情報、禁止すべきプロファイリングにつき検討が必要。
- ・(参考4) 1⑦ 改善の意思なく本人の権利利益に配慮のない事業者には課徴金制度及び団体訴訟制度導入により、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要。日本においてこれらの制度がないために、グローバル企業の対応において、日本における本人の権利利益への十分な配慮がなされず後回しにされるなどの不利益が生じるおそれがある。これら制度はデータ利活用を委縮させるから反対という主張もあるが、世界で最もデータ利活用が進む米国では FTC 法上の民事制裁金制度、CCPA 上の私的訴訟権及びイリノイ州生体認証情報プライバシー法のように団体訴訟制度が存在し実際に活発に執行されており、この主張の妥当性は疑問。米国は規制面のリスクは大きいがデータ保護人材が多くおり、利活用と保護の調和を図りつつビジネスを推進できている。日本はデータ保護人材が十分におらず個情法の規律を実務に落とし込めない結果、データ利活用が委縮しているのではないか。もしそうであれば、データ利活用を推進し日本の国際的な経済競争力を高めるためのデータ保護人材の育成こそ急務。
- ・(参考4) 1⑧ プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動で、本人の権利利益に相当な影響を与えるものは、開示制度の強化が必要。
- ・(参考4) 2 本人関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果、本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要。一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合は不要。
- ・(参考4) 3 本人の権利利益の保護が十分に図られていることが担保されることを精査・確保することを前提に、第三者提供を原則として禁止する仕組みの例外として適法なものとして認める余地あり。一般的・汎用的利用目的や、権利利益の保護が保証された利用目的承継のような類型は、権利利益の保護を担保するため、プライバシー影響評価 (PIA) の義務化か、後者の類型について委託先に対するデューデリジェンスと同様の措

置の義務化の検討が必要。

- ・(参考4) 4 処理のプロセスについて、第三者に依存するケースでは、データ処理を担う第三者に一定の義務を負わせる規律と整理することが妥当。
- ・(参考4) 5① 特定個人への働きかけが可能な個人関連情報については、義務の対象とすることを検討することが適当。
- ・(参考4) 5② (A) ~ (D) の視点は、利活用と保護のバランスに配慮しながら慎重な検討が必要。
- ・(参考4) 6① 要配慮個人情報の現在の規律は引き続き妥当。
- ・(参考4) 6② 本人の差別的評価を助長する属性はないが、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型の個人情報の取扱いについては、権利利益の保護の観点から特別な規律を課すべきであり、限定的なPIAの義務化など本人の関与に必ずしも依存しない規律が有効。

④モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)から、資料4に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・MCFは共同規制の一端を担ってきた。著作権等管理事業法における使用料等を決定する枠組み、フィルタリングの制度を担った第三者機関EMAの設立とともにiOSの機能向上、透明化法におけるアプリ事業者からの相談に対応するDPCDの運営、これらにおいてエンフォースメントとインセンティブのバランスを共同規制の中で実現。また、スマホソフトウェア競争促進法では、透明化法を強化した事前規制の法的な枠組みとなっており、こうした枠組みがアップデートされてきている。
- ・認定個人情報保護団体は、前回の改正により漏えい報告等が来ないこととなった。この結果、現在どのような問題・リスクがあるかを調査するための情報の入手が困難になった。その結果、情報提供や指導等が現実的にできない状況にある。
- ・執行権限的なものがほとんどなく、指針を守らせる力が非常に弱い。実態として苦情処理専門のボランティア団体のようになっている。この状況では存在意義が見い出せず、本来、個人情報保護委員会を支援しその役割の一端を担うということが必要だが、ほぼ何もできていない。
- ・デジタル分野は変化が速く、法律がどうしても後追いになる。法律を超える規制・配慮がそれぞれの業界ごとに必要になってきており業界ごとに違いがある。そういう部分に関しては専門人材が必要。
- ・リソースの限られた行政の中で、これら全てに対応するのは難しい。そ

いった意味では、認定個人情報保護団体が共に規制をかけ、あるいは必要なことをやる構造をつくっていく必要がある。

- ・そのためには、認定個人情報保護団体に入り指針を守るインセンティブと問題を起こしたときのエンフォースメントが認定個人情報保護団体に与えられなければうまく回っていかない。
- ・個人情報保護委員会で必要なこと、重要なことをまとめ、それを基に認定個人情報保護団体が指針をつくり、その指針を個人情報保護委員会が承認した上で、一定程度の執行を免除し、認定個人情報保護団体で監督あるいは罰則を運用できるようにすると良い。そうすれば、インセンティブもエンフォースメントも両方ともそろう。もちろんここに入っていない事業者に対する規律や、あるいは全てを自主規制として認定個人情報保護団体でつくるのは無理なので、そこは個人情報保護委員会のほうで対応いただくように切り分けなければならない。
- ・AIの高度化を踏まえると、第三者提供の同意による縦割り型の規制では対応が困難。事業者を横断した水平的な規制として、適正取得、適正利用について執行することが重要。そのため、認定個人情報保護団体を活用し、根本的なプライバシーの概念から議論するスキームを構築してはどうか。保護されるべき個人の権利利益とは、個人的には、個人の意思の自由かと思う。また、政治的・社会的な動物である人間として連帯を実現する透明性が必要なパブリックな領域の上で、親密さのある個人の自由な意思が実現できるプライベートな領域を考慮することが必要。情報セキュリティに関しては、秘密の保護の観点から議論することが必要。また、「適正な」利用に係る規定に基づき、利活用と保護のバランスを比例原則によって普遍的に判断することが可能なフレームワークが求められる。
- ・継続的な対話により柔軟で実効性あるエンフォースメントとインセンティブをどのように設計するか慎重な検討が必要。民間団体は政府のような権限がなく脆弱な立場。会員・団体のインセンティブ、法的安定性、財政的安定性を考慮しないと継続性が担保できない。

(2) 各ヒアリング対象者と事務局との主な質疑応答は以下のとおり。

守られるべき個人の権利利益の外延について ※「参考資料1－1（参考

4) 5」関連

(事務局)

- 参考4－5①について、DPO協会からは明らかにリスクベースでという御指摘があったが、ほかの団体が触れておられなかつたので、もし可能であればそれぞれのスタンスをお聞かせいただきたい。スタンスがなければ

ないでも結構。

(データ社会推進協議会)

- データ連携基盤の検討においては、データを保有する組織間のデータ流通、いわゆる二次利用を主なケースとして検討しており、特定個人に対し働きかけをするための端末識別番号やCookie情報等の類型に関する具体的な議論は行っていない。

(電子情報技術産業協会)

- JEITA企業で連絡可能なCookie情報等で広告を打っている会社はそう多くないと認識。1対1の働きかけとして行うチャネルに使われる情報であれば、一定の規律は必要か。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

- 総務省のスマートフォンプライバシーイニシアティブを推進する立場という観点からすると、Cookie、端末ID、広告ID、こういったものは常に自主規制を行っている。もう一つは、我々自身がやろうとやるまいと、スマートフォンにおいては少なくともApple、Googleの仕様に合わせるということで、基本的にGDPR型の規制を既に受けているというのが前提。これを踏まえると、こうした規制が入ることに対して何ら反論するような場所は既にない。

(事務局)

- そうすると、ネットワーク上が主戦場かもしれないが、何らかの形で個人に影響が及び、その影響で個人が何らかのダメージを受ける可能性がある場合の手がかりになるような記号群は、データ保護法制としてはカバーした方が望ましいということか。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

- 全般的にそこを区別するほうが複雑になるという点はそのとおり。一方で、他の日本の法制度で、第三者提供など要するにデータ連携がこれから必須になる。それが義務規定等を変えるなり対応しないと、単純に範囲だけを広げると他で影響が出てくるので、総合的に検討いただくことが必要。

(事務局)

- おっしゃっているのは、データ連携その他を前提とした場合、データの提供者と利用者が1対1の形式的ルールを、今議論になっているCookieその他に同様に適用することが妥当かというと、当然違ってくるということか。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

- 全部同意原則でやるのはほぼ無理。

## 当事者間での自律的なガバナンスについて ※「参考資料1－1(参考4)

### 1① 関連

#### (事務局)

○ 本人にとって、同意を求められても、またか、と感じるようなシチュエーションが多いということにも関わるが、皆様は、我々が理解しているところの現行法制度の基本的な発想、つまり利用目的の通知・公表、それに基づき正しくデータが処理されるかということを本人が確認することで規律する。そして、個人は必要があれば開示請求その他により事業者に働きかけて正す。その一連のデータガバナンスのメカニズムを大原則にするという発想かと思う。一方で、少なからぬ人たちが、「本人任せでよいとするのは、消費者の実像とかデータ処理の複雑さを考えるとフィクションなのではないか」という話をされる。先ほどの原則を前提にこうした主張に対抗しようとするならば、別途データ処理の構造あるいはプライバシーに関するインパクトを可視化するという追加的な作業をデータ処理する事業者側に求めた上で、個人がそれを見て理解しやすくなり何かアクションを起こすということにするという方策がある。あるいは、できるだけどう処理しているか等について、法定開示事項などの充実を求めていくことが最低限必要か。

またそれはそれで手間だという立場もあり非常に悩ましい。仮にデータをどう使うかについて当事者のガバナンスに委ねない場合、こんなデータの使い方であるべき、とか、こんな利用目的は幾ら合意をしても駄目、とか、やや踏み込んだ規範を標榜する世界に入っていかざるを得なくなり、そこもまた悩ましい。

守られるべき個人の権利利益の外延についてリスクベースで検討すべきという話があったが、仮にリスクベースにコミットすると、ハイリスク、ローリスクそれぞれどんな場合かというクライテリアが必要。それはそれで法的な予見可能性という意味ではさらに工夫が必要。

世の中は大体中庸になるわけであるが、どっちの方向を原則とするかということなどについて、もしコメントあればお聞きしたい。

#### (モバイル・コンテンツ・フォーラム)

○ 基本的にリスクベースで物事を考えるという方向性を強く意識している。ただし、リスクベースといったとき、何がリスクでどういう規範があるのか、特に日本ではあまりその辺は議論されていないので、我々自身、指針や自主規制をつくっていくときに、ベースになるものが正直あまりない。考えるとすると、EUのEDPBのようなところがつくっているものに準

抛せざるを得ないみたいな感覚になり、どんどん日本の法制度ではなく、GDPRなど海外のものになっていくところはかなり悩ましい。逆に言えば、日本においてしっかりとリスクベースとその規範はどういうもので、といった考え方のベースになるようなものはぜひつくっていただければありがたい。

事業者だけで対応できないものも残念ながら出てきている。次の段階としては、企業がガバナンスを高め、どれだけ消費者からのトラストを得るかという方向性になるが、そういった中でプライバシーのガバナンスがあり、その上にデジタルのコーポレートガバナンスがあって、今の事業者は一体何に準拠して、何を見て考えればいいのかばらばらになっているこの状況は、つらいものがある。全体として構造化されていくことが必要で、これは必ずしも個人情報保護委員会の命題ではないが、そういった中でプライバシーだけ切り出された状況になるのは避けていただきたい。

(データ社会推進協議会)

- 我が国が対面する課題に対応するためには、データの共有がある程度前提とされた社会になっている必要があるだろうという視点で、我々はシンプルな主張・要望をしている。複数事業者でデータを集約し活用する場合も、加えてそれらを結合して使う場合も、個人データを個人データとして取り扱わない、すなわち出力値がEBPMのための統計データ、あるいはAIの学習モデル、画像解析エンジン等、基本的に個人の権利の侵害性がない前提の成果物である限りは、必ずしも現行法制度の考え方にはこだわる必要はないのではないか。「個人データを個人データとして取り扱わない」類型の規律の検討により、適正なデータ連携のガバーニングを拡大し、社会課題解決につながるユースケースを創出することが重要と考える。

処理結果に基づき個人の権利利益に対し不当なインパクトをもたらすことが無いという判断基準は比較的クリアであり、この考え方に基づきデータ流通、共有による価値の創造が大きく進展するのではないか。

(電子情報技術産業協会)

- JIPDECの今年の調査では、消費者のうちプライバシーポリシーを見ている人が10%だという話があり、見ない理由として、非常にプライバシーポリシーが長くて読めない、理解できないなどが挙げられていた。そういった調査にもあるとおり、今、情報の使い方が複雑化している中、利用者がプライバシーポリシーを読んで中身を理解することは非常に難しくなっており、事業者側の取組が必要になってくる。

具体的には、プライバシー・バイ・デザインやプライバシー・バイ・デフォルトという考え方を取ることになると思う。ただ、従来どおり利用目

的の公表を通じて消費者全員の方がそれを読むということではないが、日本にはプライバシー有志の方々が消費者代表みたいな形で代わりに問題点を指摘しており、利用目的の公表は社会の中で一定程度機能している。

本人関与の仕組みは維持しながら、企業側でプライバシー・バイ・デザインのような形で個人の権利利益の保護を図る、先回りをした対応を取ることが今後ますます重要になると思う。ただ、GDPRの第25条のような形で、個情法の中にプライバシー・バイ・デザインを入れ「見える化」するということではなく、PIAやPETsの導入といった事業者側の自主的な取組を推進していくべきではないか。

(日本DPO協会)

- プライバシー・バイ・デザイン、バイ・デフォルトという考え方、GDPRの下ではデータ保護影響評価を高リスクの個人データ処理に対して行うこととセット。それについて我が国独自で中庸をいくという考え方は当然あり得る。他方で、我が国でPIAを仮に義務化するとしても、EDPBの意見書だけを見て、そこに倣っていくのも、またそれもいかがなものかという発想も理解できる。我が国において、歴史的に個情法の中で例外的に原則禁止されている類型として、個人データの第三者提供がある。この第三者提供は、産業界からの要請として、データ利活用の観点から、一定程度、本人の同意以外の形で利活用できるように緩和していく必要もあるというところ。こういった原則禁止されているものは、我が国の法において一定程度高リスクと考えられてきたという考え方もできるのではないか。第三者提供の原則禁止に例外を認めてそこを緩和するときに、PIAを義務付けるのは、我が国の法制、歴史に根差した形での取組とも考えられるのではないか。第三者提供を禁止する必要のない類型で、①一定の場合に秘密計算などのPETsの適用を前提として、第三者提供の原則禁止の例外を認めるという考え方や、②PIAを実行することを条件として高リスクである第三者提供に対して例外を認めることで手当てしていくという考え方により、PIAの義務化を一定程度導入するにしても産業界の要請とうまく調和させていくような形の制度を模索する要素が十分ある。

**プロファイリングについて ※「参考資料1－1（参考4）1⑥」関連**  
(事務局)

- 大企業ばかりではないので、どういう水準で求めるかという点は判断に悩むところではある。事業者側での何らかの自己規律のようなものがハードロー、ソフトローにおいて必要という議論にどうしてなる気が

したところ、感触をお聞きしたしたい。

もう2点。プロファイリングについて。プロファイリングで推測した結果、ほぼ個人データと評価できるような情報にたどり着くような場合に、個人データの取得に当たるとすると、それが、要配慮個人情報である場合には本人の同意が必要になるという点において手続的に高いハードルになるということで、しばしば要配慮個人情報が推知された場合が話題になる。特定の類型のプロファイリングを規制することをどう考えるかという議論。先ほどのリスクベースの発想と似ており、データの処理をリスクベースで検討することとするならば、自ずと検討対象となってくるし、それゆえに、欧州ではこうしたものが先んじて規制されるようになってきたという気もする。データ処理、利用目的、利用方法との関係で、どういった場合にこういった規制を取り入れることになるだろうかという点について、コメントいただけたとありがたい。

また、自己情報コントロール権的な観点からデータポータビリティその他に関連する規律の導入することは時期尚早という話があった。時期尚早とはすなわち機が熟しておらず、本来は導入した方が良いとも受け止められるが、そこの立ち位置について御紹介いただけたとありがたい。

(電子情報技術産業協会)

- (参考4) 1⑥のプロファイリングについて、国内にも学説が多くあり、要配慮個人情報を推測する行為が取得に当たらないとの学説が一部あるなど、それが要配慮個人情報の濫用につながっているのではないかという指摘もあったかと思うが、その辺りをまず明確化すること。少なくとも実務上推測するという行為が取得に当たるということで、事業者的に異論はないと思うが、その辺りをまず明確化していただくほうが先決かと考える。ただ、どこまで不適切な利用であれば、その類型として 規制するかというところまでは、まだ内部でも議論していないところ。

また、プロファイリングそのものをどう評価するかについて、上記を明確化した後の、まだ先の話かと思っており、考えはまとまっていない。

自己情報コントロール権やデータポータビリティについて、現行法ではデータ主体が開示請求できるということになっているが、開示請求権という形で認められているのか諸説ある。そこはどちらかというところがまず一つ。もし開示請求権という学説が定着しているなら、既に自己情報コントロール権的なものは現行の個別法の中に含まれていると思いながらも、利用停止等についてはかなり消費者側に厳しい制限がかかっているので、そこをどこまで広げるべきか、という議論になる。この点も内部でまだ十分に議論できておらず、一般的な意見しか述べられないが、今

後、世論や社会情勢が醸成されて議論するということであれば、特にデータポータビリティについては金融分野も求める声が大きく、段階的に考慮していくことはありがたい。

(事務局)

- あえて解釈すれば、仮に社会的に意義があるとしても、本来的に個人がある程度自分のデータをどう使うか、個人の意思を極力観念させたほうがいいという立場の方がおられるが、そういったものではないという御主張だと感じたが、そういった理解でよいか。

(電子情報技術産業協会)

- 理想としてはそれ（個人の意思を極力観念させたほうがいいという立場）が美しい。現行の事業に著しい影響がない範囲であれば、事業者としてもそのような状況がよいだろう。しかし、現状、コストを考えると、事業者団体としては、自己情報コントロール権等を完全に達成することまでは難しい。

(事務局)

- そうすると、DSAとは対立する形になるか。個別の個人に係る権利利益に対するインパクトがない場合は、むしろ共有が原則というか、そういう立場のほうが望ましいという立場のような気がしたがどうか。

(データ社会推進協議会)

- DSAとしての論拠はそのとおり。個社による統計的利用や統計データの流通は今でも可能であるが、複数の事業者のデータを集約、名寄せし価値を高めた上で利活用することは社会的な意義があると認識している。個人に係る権利利益に対するインパクトがない前提において、統計的利用やAI学習モデルの高度化は推進すべきではないか。

(事務局)

- そうなると、執行当局としては、データの利用が現に一般的知見を得ることに留まっているか否か、実態を把握の上、そうでない場合にはエンフォースメントのステージに入ることが必須。その区別、見極めをする場合、利用の実態についての情報の開示なし我々がモニターできるようなトリガーが要るが、そこはどう考えるか。

(データ社会推進協議会)

- 重要な論点。並行して検討する必要がある。モニタリングの仕組みやそのエンティティーをどういう単位でやるか、多々議論があろうかと思うが、例えばプライバシーガバナンスの考え方や、もしかすると認定個人情報保護団体も含めガバナンスの主体を検討し、積極的に共同規制の体制に持っていくような働きかけが必要か。主体として何がいいか、業界とい

う枠組みが若干不明瞭になりつつあるので、その辺はある程度恣意的に、個人情報保護委員会ないしデータ戦略側からそのくくりを明示し後押しするということも一つ有効か。

ガバナンスの確保について ※「参考資料1－1（参考4）1⑥」関連

(事務局)

- DPO協会から日本の個情法はデータ利活用が原則禁止されているわけではなくデータ利活用についてある意味配慮されているというご指摘があった。DSA、MCFから事業者を超えたデータ利活用が不可避になっており重要性が増しているというご指摘があった。10月16日の視点の例でも、個人の権利利益への直接的な影響が想定されないような場合、例えば統計的利用、一般的・汎用的な利用等の場合第三者提供を原則禁止しないような類型があるかという点について、皆様からおおむね一定の何か必要性があるのではないかということについて認識をお示しいただいた。その際にも必要となるガバナンスをどう確保していくかについて、プライバシーガバナンス、PIA、認定個人情報保護団体の役割等含め色々なアイデアを寄せていただいた。これらをどういう組合せでやっていくと上手くいくと考えられるか、今後継続的に議論していく話かと思うが、所感があればいただきたい。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

- プロファイリングに関連するところでは、一般の方からすると、インターネットを無料で使えるのは広告があるからだよねという意味では、何となくプロファイリングというのは前提の中でもう既に知られた状態になっている。ただし、これが例えば政治広告に使われるとか、医療関係で顕著だがダイナミックプライシングに使われてしまうというのは、一般的な人からすると勘弁してほしいということになると思う。結果的には、何に使われるのか次第で、個人によっても随分感覚的に違うものがあるだろう。そうすると、プロファイリングの監視の透明化は必須になる。その上で、どこまで配慮するかは、業界ごとに異なるので、そこは共同規制的なものを検討していけばいい。

それ以外では、ここは個人的な意見だが、事業者側がしたいことに対して、ユーザーにとっての権利義務という考え方がある。事業者との間では分かりにくくなるが、公的機関では、地方創生の文脈でデータを出してくださいというのは、嫌だと言うのも権利だが出してもらわないと困るという義務もあるか。個人情報、プライバシーに関するても、場合によっては権利だけでなく義務的なものも考えないと、利活用がどこかでつまずく

のではないかと危惧する。

(データ社会推進協議会)

- DSAで議論した結果に基づく意見ではないが、プロファイリングによって要配慮個人情報に相当するデータが導出されることは防ぎようがなく、恣意的でなくともたどり着くものもあるかと思う。当然、利用目的の明確化や、そのプロセスにおける透明性確保などの基本的な対応が重要であり、コンビニにおける来店顧客分析の例でいえば、プロファイリングした結果に基づき店舗の効率化や品揃えの適正化などのために統計的に活用するのは良いが、店員が特定の顧客に同意もなく声掛けをして特定の商品を提案するといった活用方法が問題となる。

データポータビリティに関しては、例えば学術界において、研究データが地球や人類に貢献するものとして共有されるべきという考え方、オープンサイエンス、オープンアクセスが求められている背景や、行政機関のデータは原則公開といった基礎的な点も鑑み、社会のデータ流通については、情報信託の制度が残念ながら普及しなかった原因なども分析し、競争政策の観点や顧客のスイッチングコストの低減など結果的にデータポータビリティを誘引する方策なども考えるべきである。また、個人の共感や重要な社会課題に対する個人の貢献といった動機に基づいた政策など、ここは国や事業者の工夫が必要ではないか。

(日本DPO協会)

- プライバシーだとかプロファイリングの議論は過去本格的な議論をしたことがないのではないか。また、国民全体の認識にしても、本当の意味でプライバシーとは何か、プロファイリングとは何か、なかなかまだ理解が浸透していない。そういった中で今後大切なのが、各ステークホルダーの中でこの論点についてもう少し中長期的な視点で多くの意見を出し合って議論するというところのステータスなのではないか。もう一つ、私どもは、個情法改正においては、首尾一貫、各経済団体と意識を合わせながらお願いしてきたのが、当協会の基本的な考え方である、国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個情法の在り方というところ。一方では、海外のデータ保護法制に合わせることが目的ではない。必要なものはしっかりと整合させていくということ。今回議論になつた論点も、これが規律整備されたとしても、日本のデータ保護法制のデータ利活用に配慮した形は決して変わるものではない。当協会が求めているのは、公平な取引の確保。データの利活用事業も全く同じで、当然公平な取引環境形成の中では、契約書あるいは内部規程が求められる。これは同じ条件で公平な取引が果たせるという意味で重要だが、国のデータ保

護法制も同じような形でフェアトレードでの環境形成の一つになり得るのではないか。

以上